



「ネットで招集」はこちらから
<https://s.srdb.jp/7921/>

第83回 定時株主総会招集ご通知

- 日 時** 2020年8月28日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）
- 場 所** 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間
- 決議事項** 議案 取締役7名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同封の「議決権行使書」の郵送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場を見合わせいただきますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

グローバルなオンリーワン企業集団 への成長を目指す

代表取締役社長 堆 誠一郎

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申し上げます。

ここに第83回定時株主総会の招集に際し、皆様にご通知申し上げます。

はじめに、この度の新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた方々、また令和2年7月豪雨により被害を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。また、事態の収束、復旧に向けてご尽力いただいている皆様に、心より感謝申し上げます。

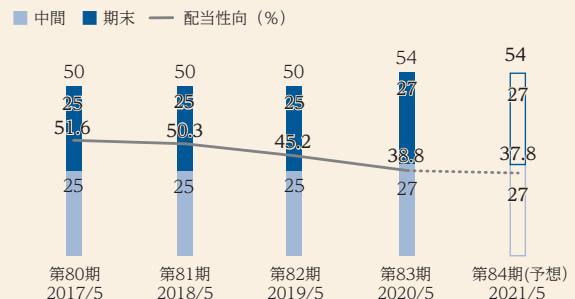
さて、当社第83期の業績は増収増益となり、「中期経営計画2020」で掲げた数値目標を達成することができました。当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う資本市場・経済活動の停滞、感染拡大を契機とした事業構造の変化、デジタル化の一層の推進など様々な事業環境の変化が想定されます。そのような状況のなか、さらなる飛躍を実現するため「新・中期経営計画2023」を策定いたしました（詳細は26頁ご参照）。グループ各社の専門性に一層磨きをかけ、グループシナジーを最大化することにより「グローバルなオンリーワン企業集団」を実現し、計画の達成を目指してまいります。

当社では、迅速な意思決定を図るために株主の皆様への配当は、取締役会にて決議しております。2020年5月期の配当性向は例年に比べて減少しており、本来でしたら株主の皆様へさらなる還元を行うべき所ですが、昨今の新型コロナウイルス感染症による先行きの不透明さ、今後の当社業績への影響等を考慮し、配当金は予定どおりといたしました。2021年5月期の配当につきましても同様に、1株当たり年間54円(中間配当27円、期末配当27円)を予定しております。

株主の皆様におかれましては引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1株当たり配当金

(円)



2020年8月6日
東京都豊島区高田三丁目28番8号
株式会社TAKARA & COMPANY
代表取締役社長 堆 誠一郎

第83回 定時株主総会招集ご通知

日 時 2020年8月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン 3階 富士の間

目的事項 報告事項

- (1) 第83期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第83期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役7名選任の件

郵送またはインターネット等の電磁的方法により議決権をご行使いただくことができます。5頁から7頁の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、**2020年8月27日（木曜日）午後6時まで**にご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご注意事項

- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とした株主総会の開催といたしたいと存じます。

株主の皆様にご来場いただかなくとも事前に情報をお届けできるよう、当事業年度の事業報告、連結業績の概要等をあらかじめ映像化し、当社「ネットで招集」にて配信しております。株主の皆様におかれましては、これらの資料をご高覧のうえ、インターネットまたは郵送による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を見合わせいただきますようお願い申し上げます。

さらに、本総会当日につきましては、感染リスク低減のため、議事時間の短縮、座席間隔の拡大、検温やマスクの着用、アルコール消毒などを実施する予定です。座席数も50席程度となる見込であり、ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がありますことを、あらかじめご了承ください。

本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を変更する場合があります。変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

目次

P.1 株主の皆様へ

P.2 第83回定時株主総会招集ご通知

P.4 「ネットで招集」のご案内

P.5 議決権行使のご案内

P.8 about TAKARA & COMPANY

P.15 株主総会参考書類

(添付書類)

P.21 事業報告

P.37 連結計算書類/計算書類

P.41 監査報告書

● 以下の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」
2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

● 監査役が監査した事業報告、ならびに会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項とで構成されています。

● 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.takara-company.co.jp/ir/>



スマートフォンやタブレットで
株主総会をもっと身近に！

「ネットて招集」のご案内

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

インターネット環境があれば、外出先や移動中も閲覧可能です。



ボタン一つで 議決権行使ウェブサイトへアクセス

招集ご通知の内容を「ネットて招集」で確認後、「スマート行使」で**簡単に議決権行使**できます。



事業報告等の動画をあらかじめ配信

議決権行使のためのご参考として、株主総会当日ご来場いただくなくてもご覧いただけるよう、
例年株主総会でご報告している**事業報告、連結業績の概要等のご説明動画を配信**しています。



Googleカレンダー、Googleマップが連動

簡単にスケジュール登録ができ、目的地までのスムーズなアクセスが可能です。

議決権行使のご案内

本年の株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、下記の事前の議決権行使の方法をご選択いただき、株主総会当日のご来場を見合わせいただきますようご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

事前の議決権行使方法

書面による議決権の行使



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年8月27日（木曜日）
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>



QRコードを 読み取る方法

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

行使期限

2020年8月27日（木曜日）
午後6時まで

》 6 頁をご参照ください



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年8月27日（木曜日）
午後6時まで

》 7 頁をご参照ください

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネットによる議決権行使



スマート行使による方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで
「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要で

! この方法での議決権行使は
1回に限ります。

ログインいただけます。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



画面の案内に従って行使完了です



! 2回目以降のログインの際は… 次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

スマート行使上で議案詳細にタッチすると、「ネットで招集」と連携します。



インターネットによる
議決権行使についての
お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル  0120 (652) 031 (9:00 ~ 21:00)



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、議決権行使書用紙左片のパスワード欄を“*****”で表示しております

アクセス手順

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、ログインする



「次にすすむ」をクリックした後、お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

2. パスワードを入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

ご注意事項

- 「ネットで招集」・「議決権行使ウェブサイト」・「スマート行使」をご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については、株主様のご負担となります。
- スマート行使での議決権行使は1回に限ります。行使後に内容を変更される場合は議決権行使ウェブサイトをご利用ください。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。

株主総会招集ご通知の受領方法について

- 株主総会招集ご通知を、書面の郵送に加えて電子メールによって受領することをご希望される株主様は、議決権行使ウェブサイト上でメール配信希望登録をお手続きいただけますと、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールでも受領いただけます。(携帯電話ではお手続きいただくことはできません。また、携帯電話のメールアドレスをご指定いただくこともできません。)

Profile

グループの全体像

当社グループは、「株式会社TAKARA & COMPANY」を持株会社とし、傘下に事業会社を置く体制へと移行しました。グループ全体の企業価値を最大化する経営体制のもと、傘下の企業はそれぞれが専門性の高い事業を有し各社の連携を深め協業することで、グループ一丸となってお客様の課題に挑みます。

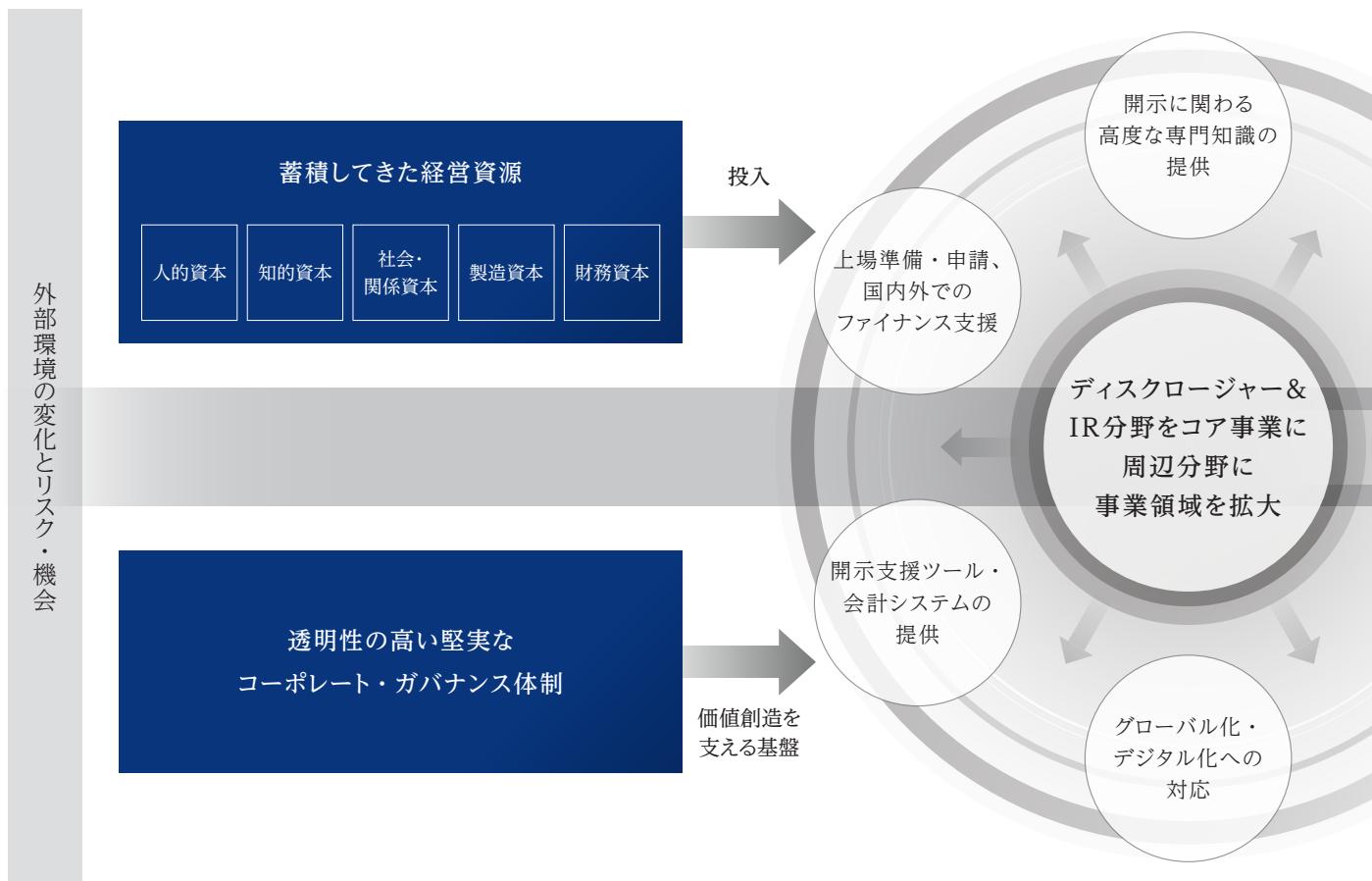
会社の理念

当社グループは、持株会社体制への移行を機に新たな企業理念体系を策定しました。私たちは、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるため、持続的成長を支える価値創造基盤の強化を通じて自社の企業価値を向上させ、社会に提供する価値の最大化を図っていきます。



ビジネスモデル

当社グループは、企業の情報開示に関する専門知識の提供を事業の根幹とし、優良顧客基盤に対し新たな価値の創出を行うべく事業領域の拡大を進めています。ディスクロージャー&IRの枠を超え、お客様企業の成長を支援する事業を展開し、社会に必要とされるインフラとして当社グループ自身も持続的に成長していきます。



詳しくは統合報告書をご覧ください

URL: <https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/integrated-report.html>



新・中期経営計画2023

※詳しくは26頁を参照ください。

専門性とグループ総合力を生かしお客様の
情報開示とコミュニケーションをトータルサポート

コンサルティング
サービスの提供

優良顧客基盤

- 上場企業
- 上場準備企業

社会に提供する価値

経済的価値

サービスの提供を通じ、お客様の持続的成長を伝える開示戦略やステークホルダーコミュニケーションのサポートを行い、お客様とともに経済的な価値を創出することで豊かな社会の実現に貢献していきます。

社会的価値

情報開示を通じ対話機会の創出支援や、企業の情報開示における変革を発信し続けることで、インベストメント・チェーンの最適化を通じて持続的な社会の実現に貢献していきます。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに対する考え方および体制

当社は、「社会の公器としての使命を果たす」という企業理念のもと、「グループ各社の専門性を磨き、お客様の企業価値拡大に貢献し、社会になくなくてはならないグローバル企業であり続ける」を目指す姿としています。また5つからなる行動指針（Value、Integrity、Professionalism、Diversity、Judgment）のもと、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに対しグループ全体の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの改善を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	取締役社長
取締役人数	7名 うち社外取締役2名、 非常勤取締役1名
女性取締役人数	1名（社外）
取締役の任期	1年
取締役会開催回数	16回／年
監査役人数	3名 うち社外監査役2名

■ 取締役会

取締役会は、当社の規模などに鑑み機動性を重視し、社外取締役2名、非常勤取締役1名を含む7名の体制をとっています。取締役会は原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しています。

取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値の向上を通じて自らの利益の増進を図るすべての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値を向上させることについて責任を負います。取締役会は、この責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定などを通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

■ 監督と執行の分離の方針および委任の範囲

当社は、経営と執行の適切な役割分担を図るため、執行役員制度を導入しています。取締役会は、上記の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

また、取締役会は、執行役員に対する実効性の高い監督

の会日に十分に先立って、社外取締役を含む各取締役に配付または配信しています（ただし、機密性の高い案件を除く）。

議長は、年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項をあらかじめ計画しています。

■ 監査体制および監査の状況

監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名体制をとっています。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画および職務分担に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。社外監査役2名は弁護士および公認会計士であり、専門の見地から監査を行っています。

会計監査人は、財務報告書類の会計監査を行います。監査役会は、会計監査人の行った会計監査について報告を受け、監査の方法と結果の相当性を判断します。監査役および会計監査人は相互の監査の実効性を高めるため、監査計画や実施状況の説明等のために定期的な面談を実施し、当社固有の問題点の情報共有、棚卸および支店・営業所を対象とした監査の立会などを連携して行い、監査の質的向上を図っています。

監査役の体制

氏名(年齢)	現在の当社における地位	選任理由	上場会社の兼職数
たむら よしのり 田村 義則 (満63歳)	常勤監査役	取締役として業務に精通し、当社グループの事業に関係の深い証券業務に関する豊富な専門的知見を有しているため	0社
おおにし ゆたか 大西 裕 (満64歳)	監査役	弁護士として企業法務などに関する豊富な専門的知見を有しているため	1社 ■ レイズネクスト株式会社社外取締役 (監査等委員)
まつお しんきち 松尾 信吉 (満51歳)	監査役	公認会計士として企業会計などに関する豊富な専門的知見と他社での社外監査役としての経験を有しているため	2社 ■ 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 ■ 生化学工業株式会社社外監査役

当社の内部監査体制は、内部監査部門としてCSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善および業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類および経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っています。

監査役およびCSR部は、相互の監査計画や実施状況について説明を行うほか、業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況、会社法および金融商品取引法上の内部統制への対応など連携して監査を実施しています。

■ 監査役の選任方針・指名手続等

当社の監査役は、優れた人格ならびに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとし、監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならないとしています。

■ 独立社外取締役の独立性判断基準

独立社外取締役および非常勤取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献が期待できる人物として、「当社の業務執行を行う経営陣から独立した中立的な立場から経営判断を行うために必要な幅広く且つ奥行きのある豊富な経験と高い見識を有する者」を基本として選任します。独立社外取締役を選任する際の独立性判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者とします。

■ 独立社外取締役の役割

独立社外取締役の役割は、経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言を行い、当社の経営の成果および経営陣のパフォーマンスを随時検証し評価するとともに、株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することをその主たる役割の一つとしています。

当社は、独立社外取締役が取締役会における議論の質および経営判断の有効性を高める仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を向上させています。

■ 独立社外役員会議

当社は、原則として年4回独立社外役員と社長をメンバーとする独立社外役員会議を開催し、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項などについて自由に議論しています。

■ 取締役会の実効性評価

当社は、年度ごとの取締役会全体の実効性について、取締役会における各取締役の自己評価をベースとして分析・

評価した結果の概要を株主総会後のコーポレート・ガバナンス報告書で開示することとしています。

■ 役員のトレーニング方針・サポート体制

取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならないものとしています。

また、取締役および監査役は、経営を通じて法令、金融商品取引所等自主規制機関のルールや法定開示、自主規制機関の要請する開示あるいは任意の開示の傾向や実態に習熟するものとし、当社は取締役および監査役に対するトレーニングに必要な機会を提供するものとしています。

■ 政策保有株式の保有方針および議決権行使の基準

1. 政策保有株式の保有方針

当社の政策保有株式の保有方針は、当社グループの営業上の取引関係の維持、強化、連携等による企業価値向上を目的とします。当社は、当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等を随時確認しています。取締役会には、四半期ごとに当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等と資本コストを勘案して保有方針どおりの対応が行われているかを報告するものとします。

2. 議決権行使

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、当社グループにおける営業上の取引関係等と資本コストを勘案して総合的に判断することとします。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
コーポレート・ガバナンス報告書
URL: <https://www.takara-company.co.jp/ir/policy/>



株主総会参考書類

議案

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名(年齢)	現在の 当社における地位	上場企業の 兼職数	当事業年度の 取締役会への出席状況
1		 あくつ せいichろう 堆 誠一郎 (満66歳)	代表取締役社長	0社	100% (16回/16回)
2		 かしま えいいち 加島 英一 (満64歳)	取締役 常務執行役員	0社	100% (16回/16回)
3		 いまい てつお 今井 哲男 (満63歳)	取締役	0社	100% (16回/16回)
4		 おかだ りゅうすけ 岡田 竜介 (満57歳)	取締役 常務執行役員	0社	100% (16回/16回)
5		 つだ あきら 津田 晃 (満76歳)	取締役	1社	100% (16回/16回)
6	  	 いわつぼ としまさ 井植 敏雅 (満57歳)	取締役	3社	100% (11回/11回)
7	  	 せきね ちかこ 関根 近子 (満66歳)	取締役	2社	100% (11回/11回)

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
 2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 3. 津田晃氏は、非常勤取締役候補者であります。
 4. 井植敏雅、関根近子の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 井植敏雅、関根近子の両氏は、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。
 6. 関根近子氏が現在社外取締役を務めております株式会社ファミリーマートは、同氏が在任期間中の2020年3月30日に、消費者庁より景品表示法に基づく措置命令を受けました。同氏は事前には当該違反行為を認識はしていませんでしたが、平素から取締役会等において、法令順守を徹底するよう発言を行っております。また、当該違反行為が判明後には原因究明および再発防止策等に関する助言、意見表明を行う等、その職責を果たしております。

役員の選任方針・指名手続等

当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければなりません。すべての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象としています。

社外取締役および非常勤取締役の選定にあたっては、次項の独立性判断基準を参考としています。

取締役および監査役候補者は、独立社外取締役から助言を得て、この方針に従って選定し、取締役会で決定いたします。

また、兼任に関する基本的な考え方としては、独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外に4社を超えて他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼任してはならないこととしています。

独立社外取締役の独立性判断基準

独立社外取締役および非常勤取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献が期待できる人物として、「当社の業務執行を行う経営陣から独立した中立的な立場から経営判断を行うために必要な幅広く且つ奥行きのある豊富な経験と高い見識を有する者」を基本として選任します。独立社外取締役を選任する際の独立性判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者とします。

(ご参考)

当社は、2019年12月に商号を「宝印刷株式会社」から「株式会社TAKARA & COMPANY」に変更しました。当社は持株会社としてグループ会社の経営管理ならびにこれに付帯する業務を担うこととなり、当社のグループ会社管理を除く一切の事業に関して有する権利義務を新設会社の「宝印刷株式会社」に承継しました。

候補者
番号 1 ^{あくつ せい い ち ろ う} 堆 誠一郎

再任



生年月日
1953年12月17日生 満66歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社株式数
28,972株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。1991年8月に取締役、2002年8月に代表取締役社長就任以来、当社グループの経営統括責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年1月 宝印刷株式会社
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社

1989年5月 同社社長室長

1991年7月 同社総合企画部長

1991年8月 同社取締役総合企画部長

1996年10月 同社取締役経理部長

1997年8月 同社常務取締役経理部長

2002年8月 同社代表取締役社長(現任)

2019年12月 宝印刷株式会社代表取締役社長(現任)

候補者
番号 2 ^{か し ま え い い ち} 加 島 英一

再任



生年月日
1955年9月25日生 満64歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社株式数
10,550株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門、営業部門、制作部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。2013年8月に取締役就任以来、広範に亘る業務を通じて当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年2月 宝印刷株式会社
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社

1997年10月 同社経理部長

1998年9月 同社総務部長

2006年8月 同社執行役員総務人事部長

2013年7月 同社常務執行役員
ディスクロージャー&IR営業二部長

2013年8月 同社取締役常務執行役員
ディスクロージャー&IR営業二部長

2014年7月 同社取締役常務執行役員
制作部長

2019年12月 当社取締役
宝印刷株式会社取締役常務執行役員(現任)

2020年4月 株式会社イーツー代表取締役社長(現任)

2020年8月 当社取締役常務執行役員(現任)

候補者
番号 3 ^{いまい てつ お} 今井 哲男

再任



生年月日
1957年1月17日生 満63歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社株式数
5,900株

取締役候補者とした理由

信託銀行業務の知識と経験を有し、当社入社以来、営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、2015年8月に取締役就任以来、営業業務を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月 三井信託銀行株式会社
(現 三井住友信託銀行株式会社) 入社

2004年11月 中央三井信託銀行株式会社
(現 三井住友信託銀行株式会社)
阿倍野支店長

2007年4月 宝印刷株式会社
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社
ディスクロージャー営業一部担当部長

2008年8月 同社執行役員
ディスクロージャー営業推進部長

2015年8月 同社取締役常務執行役員
ディスクロージャー&IR営業二部長

2019年12月 当社取締役(現任)
宝印刷株式会社取締役常務執行役員(現任)

候補者
番号 4 ^{おかだ りゅうすけ} 岡田 竜介

再任



生年月日
1962年10月19日生 満57歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社株式数
3,300株

取締役候補者とした理由

証券業務の知識と経験を有するとともに、当社入社以来、外資系企業での勤務経験や海外駐在経験を活かし、国内企業の海外展開に関する支援事業等、新規事業の開拓と育成を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 野村證券株式会社入社

2007年8月 ドイツ証券株式会社入社

2012年1月 イントラリンクス・インク入社

2012年12月 宝印刷株式会社
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社
ディスクロージャー翻訳部担当次長

2014年7月 同社執行役員グローバルソリューション部長 兼
香港駐在員事務所長

2018年8月 同社取締役常務執行役員総合企画部長(現任)

2019年2月 株式会社十印代表取締役会長(現任)

2019年12月 宝印刷株式会社取締役常務執行役員(現任)

2020年3月 株式会社サイマル・インターナショナル
代表取締役会長(現任)

候補者
番号 5 ^{つ だ あきら}津田 晃

再任



生年月日
1944年6月15日生 満76歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社株式数
1,000株

取締役候補者とした理由

証券業界、ベンチャーキャピタル業界および会社経営の豊富な知識と経験に加えて、他社での独立社外取締役、社外監査役の経験も有し、2009年8月の取締役就任以来、当社グループ全般の経営に適切な助言を与え、営業業務実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1968年4月	野村証券株式会社入社	2005年6月	日立キャピタル株式会社社外取締役
1987年12月	同社取締役	2009年4月	日本ベンチャーキャピタル株式会社 取締役
1989年6月	同社常務取締役	2009年6月	株式会社西島製作所社外監査役
1996年6月	同社代表取締役専務取締役	2009年8月	宝印刷株式会社 (現 株式会社TAKARA & COMPANY) 取締役執行役員 (非常勤)
1997年6月	日本合同ファイナンス株式会社 (現 株式会社ジャフコ) 代表取締役専務取締役	2015年6月	株式会社西島製作所社外取締役 (監査等委員) (現任)
1999年4月	同社代表取締役副社長	2018年4月	一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長 (現任)
2002年5月	野村インベスター・リレーションズ株式会社 取締役会長	2019年12月	当社取締役 (非常勤) (現任) 宝印刷株式会社取締役執行役員 (現任)
2003年6月	同社執行役会長		
2005年6月	日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長		

重要な兼職の状況

株式会社西島製作所社外取締役 (監査等委員)
一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長

候補者
番 号 6 ^{い う え と し ま さ} 井植 敏雅 再任 社外 独立



生年月日
1962年12月3日生 満57歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (11回/11回)

所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由

代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月 三洋電機株式会社入社
1996年6月 同社取締役
2002年6月 同社代表取締役副社長
2005年6月 同社代表取締役社長
2007年6月 同社特別顧問
2010年2月 株式会社LIXILグループ副社長執行役員
2011年4月 株式会社LIXIL取締役副社長執行役員
2016年6月 株式会社LIXILグループ取締役
2017年7月 同社顧問
2018年6月 株式会社エンプラス社外取締役
(監査等委員) (現任)
2019年8月 宝印刷株式会社
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 取締役
2019年12月 当社取締役 (現任)
2020年6月 亀田製菓株式会社社外取締役 (現任)
株式会社西島製作所社外取締役
(監査等委員) (現任)

候補者
番 号 7 ^{せ き ね ち か こ} 関根 近子 再任 社外 独立



生年月日
1953年12月16日生 満66歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (11回/11回)

所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由

大手化粧品会社の執行役員として培われた経験に加え、他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年4月 資生堂山形販売株式会社入社
2006年4月 資生堂販売株式会社 (現 資生堂ジャパン株式会社)
大阪支店支店長
2008年4月 株式会社ディシラ本部出向
全国営業本部長
2009年10月 株式会社資生堂国際マーケティング部
美容企画推進室室長
2012年4月 同社執行役員
2014年4月 同社執行役員常務
2016年1月 同社顧問
2018年4月 株式会社Bマインド代表取締役 (現任)
2018年6月 株式会社バルカー社外取締役 (現任)
2019年5月 株式会社ファミリーマート社外取締役 (現任)
2019年8月 宝印刷株式会社
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 取締役
2019年12月 当社取締役 (現任)

以 上

1 当社グループの現況

1. 財産および損益の状況

(連結)		第79期 (2016年5月期)	第80期 (2017年5月期)	第81期 (2018年5月期)	第82期 (2019年5月期)	第83期 (2020年5月期)
売上高	(百万円)	14,669	15,156	15,792	18,257	19,116
営業利益	(百万円)	1,570	1,476	1,534	1,780	2,247
売上高営業利益率	(%)	10.7	9.7	9.7	9.7	11.8
経常利益	(百万円)	1,727	1,604	1,679	1,904	2,363
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,084	1,082	1,110	1,236	1,555
1株当たり当期純利益	(円)	96.99	96.81	99.39	110.63	139.01
包括利益	(百万円)	△607	1,656	1,318	1,355	1,747
総資産	(百万円)	18,096	18,635	19,720	22,201	26,508
純資産	(百万円)	12,692	13,785	14,544	15,359	16,582
1株当たり純資産額	(円)	1,112.68	1,209.12	1,274.72	1,342.03	1,437.01
自己資本比率	(%)	68.7	72.5	72.3	67.6	60.7
自己資本利益率 (ROE)	(%)	8.3	8.3	8.0	8.5	10.0
株価収益率	(倍)	13.9	17.2	19.6	14.6	13.6
配当性向	(%)	51.6	51.6	50.3	45.2	38.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,977	1,564	1,487	1,800	3,069
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△312	△576	△850	△777	△5,187
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△560	△575	△481	△29	1,476
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	6,178	6,590	6,746	7,840	7,260

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第82期(2019年5月期)の期首から適用し、第81期(2018年5月期)に係る総資産および自己資本比率については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示しております。



2. 主な事業内容

当社グループの主な事業は、日本国内の上場会社のディスクロージャー&IR事業と、日本国内および米国を中心とした通訳・翻訳事業です。具体的には株式上場申請書類などのIPO（新規上場）関連サービスから、金融商品取引法や投資信託法関連サービス、株主総会招集通知などの会社法関連サービスに加え、IR（インベスター・リレーションズ）、事業報告書や株主通信などのSR（シェアホルダー・リレーションズ）、統合報告書やCSR報告書などのESGといった任意開示関連サービスも手掛けるとともに、国内企業の海外投資家向けIR支援を提供しております。

通訳・翻訳事業では、一般的な翻訳サービスに加えて欧米企業が日本でサービスを提供する際の読み手への高い訴求力が求められるローカライズやトランスクリエーション（マーケティング/クリエイティブ色の強い翻訳）サービスも提供しております。

当社グループでは経営成績を「ディスクロージャー関連事業」および「通訳・翻訳事業」の2区分で報告しており、このうちディスクロージャー関連事業は、売上高の観点から右のように製品区別の情報を補足してご説明しております。

いずれの製品区分においても、当社グループが自前で印刷工場を保有し、秘匿性・迅速性が求められるディスクロージャーとIR特有のプロフェッショナルとしてのノウハウが、共通の強みとなっております。

■ 金融商品取引法関連製品

主な製品 有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書、目論見書、上場申請のための関係書類、他

重要な要素

- 正確で適切な書類チェック
- XBRLデータを含む提出書類作成システムの優位性
- IPO企業の上場申請書類作成を通じた育成・指導

■ 会社法関連製品

主な製品 株主総会招集通知、決議通知、配当金関係書類、他

重要な要素

- 正確で適切な書類チェック
- 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力

■ IR関連製品

主な製品 株主通信（事業報告書）、ディスクロージャー誌（金融法人）、アニュアルレポート、CSR報告書、統合報告書、会社案内、他

重要な要素

- 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力
- 優れたデザイン力
- 投資家の意識に届く企画コンサルティング

■ その他製品

主な製品 株主優待、法定公告、一般印刷物、他

重要な要素

- 適切な企画提案力
- 顧客の問題解決能力

3. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度の前半は米中貿易摩擦の影響等による海外情勢の不確実性が高まりましたが、国内では雇用情勢の改善が続き、緩やかな回復基調となりました。年度の後半は、新型コロナウイルス感染症の拡大、隔離政策が経済活動を停滞させ、先行きが不透明な状況となりました。

とりわけ当社グループのディスクロージャー関連事業に関係が深い国内株式市場においては、好調な企業成績を受けて日経平均株価が24,000円台まで上昇する場面もありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大などを要因に一時17,000円を割り込むなど、不安定な動きで推移しました。一方で通訳・翻訳市場は、グローバル化を背景として翻訳ニーズが拡大傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、通訳市場は、先行きが不透明な状況となっております。

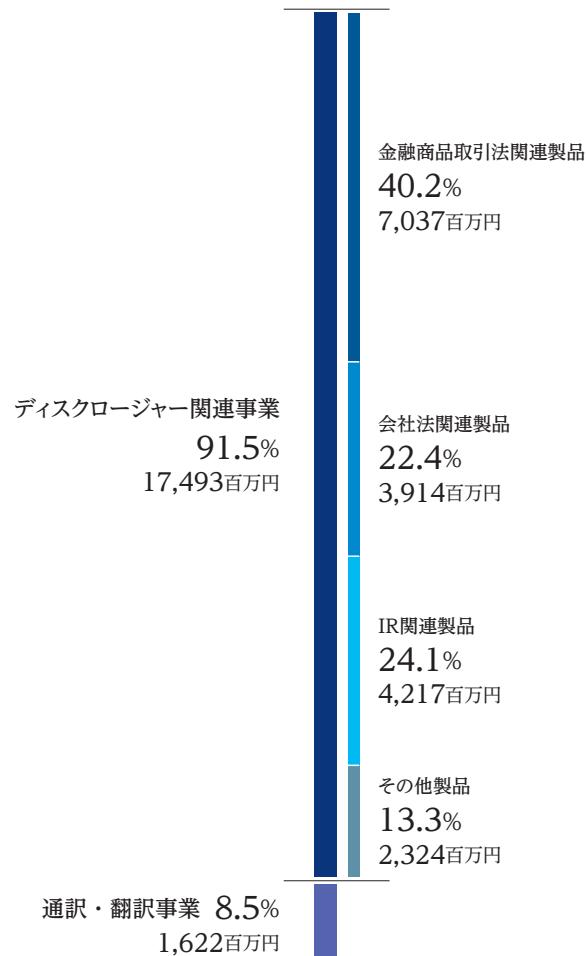
このような事業環境において、当社グループはお客様のニーズに応じた価値創造力を高め、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、2019年12月2日付けで持株会社体制へ移行するとともに、法定開示書類作成支援ツールX-Smart.シリーズ製品の高度化と導入社数増加および、金融商品取引法に基づく有価証券報告書など財務報告のための電子的雛型である「EDINETタクソミ」設定範囲拡大への対応に注力してまいりました。さらに、コーポレートガバナンス・コード適用に伴い積極性を増すステークホルダーとの対話や非財務情報開示の充実化への需要に対する製品やサービスの提供、情報開示のグローバル化による翻訳ニーズの取り込み、自動翻訳ツールの拡販などにも取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は19,116百万円（前連結会計年度比858百万円増、同4.7%増）となりました。利益面については、営業利益は2,247百万円（同467百万円増、同26.3%増）、経常利益は2,363百万円（同458百万円増、同24.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,555百万円（同318百万円増、同25.8%増）となりました。

セグメント別の状況

売上高をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

セグメント別売上高構成比



ディスクロージャー関連事業

売上高 17,493百万円 前連結会計年度比 4.2%減

当セグメントにおきましては、金融商品取引法に基づく有価証券報告書など財務報告のための電子的雛型である「EDINETタクソミ」の設定範囲拡大による売上や、決算・開示に係る支援等のコンサルティングの売上が増加しましたが、「通訳・翻訳事業」をセグメントとして区分したため、売上高は17,493百万円（同763百万円減、同4.2%減）、セグメント利益は1,746百万円となりました。

また、従来と同様に「ディスクロージャー関連事業」を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

■ 金融商品取引法関連製品

売上高 7,037百万円 前連結会計年度比 5.2%増

「EDINETタクソミ」の設定範囲拡大による売上増加および法定開示書類作成支援ツール「X-Smart.シリーズ」の導入顧客数が増加したことにより、売上高は7,037百万円（同349百万円増、同5.2%増）となりました。

■ 会社法関連製品

売上高 3,914百万円 前連結会計年度比 11.0%減

株主総会招集通知および関連文書の翻訳の売上が新型コロナウイルス感染症の影響で後ろ倒しとなったことにより、売上高は3,914百万円（同481百万円減、同11.0%減）となりました。

■ IR関連製品

売上高 4,217百万円 前連結会計年度比 2.3%増

統合報告書等の売上が増加したことにより、売上高は4,217百万円（同93百万円増、同2.3%増）となりました。

■ その他製品

売上高 2,324百万円 前連結会計年度比 23.8%減

当連結会計年度より「通訳・翻訳事業」をセグメントとして区分したことにより、売上高は2,324百万円（同725百万円減、同23.8%減）となりました。

通訳・翻訳事業

売上高 1,622百万円

当セグメントにおきましては、日米顧客向けを中心に翻訳関連の売上が好調に推移し、売上高は1,622百万円、セグメント利益は177百万円となりました。

4. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は849百万円であり、その内訳は、有形固定資産99百万円、無形固定資産750百万円であります。主なものは、法定開示書類作成支援ツールの開発によるものであります。現在も、ユーザーニーズに応えるため継続してシステム開発および保守に取り組んでおります。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

5. 事業の譲渡等の状況

当社は、2019年12月2日付けで持株会社体制へ移行し、同日付けで商号を「株式会社TAKARA & COMPANY」に変更しました。当社は持株会社としてグループ会社の経営管理ならびにこれに付帯する業務を担うこととなり、当社のグループ会社管理事業を除く一切の事業に関して有する権利義務を新設会社の宝印刷株式会社に承継しました。

6. 対処すべき課題

当社グループにとって対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) グループ経営の強化

当社グループは、継続的に中期経営計画を策定・公表しております。この目標を達成するために、持株会社体制による戦略機能を活かし、グループ間シナジーの創出を通じて当社グループが一丸となり、各社の強みを発揮して企業価値の最大化を実現してまいります。

(2) 新規事業の開拓と育成

当社グループがさらに飛躍するためには、新規事業の開拓と育成が必要と考えております。当社グループは、ディスクロージャー&IR事業を基盤として、その周辺分野へサービスの範囲を拡げ、新規事業の開拓と育成、特に、通訳・翻訳に関する事業リソースを生かしてグローバルな領域に拡大を図っていくことを進めてまいります。

(3) 開示支援サービスの信頼性向上

ディスクロージャー&IR事業の環境の変化とお客様のニーズを的確に捉え、効率的で使いやすい法定開示書類作成支援ツールの提供と決算開示支援サービス

の拡充、ディスクロージャー関連法令等の改正に関するアドバイスやIPO、ESGコンサルティングサービスの品質の向上など、従来の業務のクオリティをさらに改善し、お客様の信頼に添えてまいります。

お客様に満足していただけるサービスの提供を通じて、信頼性の向上を図り、法定開示書類、任意開示書類の受注拡大、IPOにおける受注強化を目指してまいります。

(4) 株主総会プロセスの電子化への対応

株主総会プロセスの電子化は、印刷物の減少による売上縮小につながる恐れがあります。これに対し、法令に則った株主総会招集通知を作成し、お客様企業の事業内容等をわかりやすく株主に伝えるというサービス提供を通じ築き上げてきた本質的な部分での当社グループの優位性を基盤とし、「ネットで招集」やWeb開示支援サービス等、新サービスの開発ならびに会社法関連製品の強化により、株主総会招集通知の電子化への対応をはじめとする多様化する情報開示のニーズと情報開示の高度化への対応に取り組んでまいります。

(5) 通訳・翻訳事業の拡大と高品質+αの競争優位性の確立

ローカライズやトランスクリエーション（マーケティング/クリエイティブ色の強い翻訳）サービスのさらなる拡大と、通訳者・翻訳者ネットワークの強化によるさらなる高品質サービスの提供、機械翻訳の品質向上、遠隔通訳サービスの拡大によるお客様の利便性向上により、通訳・翻訳事業の高品質+αの競争優位性の確立を実現してまいります。

ご参考 新・中期経営計画2023

2021年度から2023年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定し、2020年7月7日に公表いたしました。

TAKARA & COグループが目指す将来像

顧客に経営支援のプラットフォームサービスを提供するとともに、顧客のグローバル展開を支援することにより、社会の公器としての使命を果たす。

新・中期経営計画2023 における基本方針

1 グループ基本方針

グループ各社の専門性を磨き、発想力・創造力を結集することでグループシナジーを発揮し、市場ニーズに応えるだけでなく、ニーズを先取りした製品やサービスを提供できるグローバルなオンリーワン企業集団への成長を目指す。

2 ディスクロージャー関連事業の基本方針

法定開示領域での一層の専門能力を高めつつ、海外投資家向け情報開示の品質とリソースの強化、開示支援システムの一層の機能強化、コンサルティング、Web開示の強化等、周辺領域への拡大も図り、企業価値向上へのワンストップソリューションを提供する体制の強化を図る。

3 通訳・翻訳事業の基本方針

通訳・翻訳業界における品質、シェアの国内ナンバーワン企業としての地位を確固たるものとし、国内企業、海外企業、官公庁、他非営利団体など様々な事業体のグローバル化推進に貢献する。

経営数値目標（連結）

	中期経営計画2020		新・中期経営計画2023	
	2020年5月期 計画	実績	2021年5月期 予想	2023年5月期 計画（目標）
売上高	191億円	191億円	265億円	300億円
営業利益	19億円	22億円	25億円	29億円
営業利益率	10.0%	11.8%	9.4%	9.7%
親会社株主に帰属する当期純利益	13億円	15億円	16億円	19億円
ROE	9.0%	10.0%	9.6%	10.0%

7. 主要な事業所および工場

(1) 事業所

当社本社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

(2) 子会社の主要な事業所および工場の状況

宝印刷株式会社

本社および本社工場

東京都豊島区高田三丁目28番8号

本社別館工場

東京都豊島区高田三丁目23番9号

本社別館クリスタルエイトビル

東京都豊島区高田三丁目23番10号

浮間工場

東京都北区浮間四丁目24番23号

名古屋支店

名古屋市中区錦一丁目20番25号

大阪支店

大阪市中央区瓦町三丁目6番5号

大阪支店別館工場

大阪市中央区上町一丁目24番17号

札幌営業所

札幌市中央区大通西十一丁目4番

広島営業所

広島市中区紙屋町一丁目1番20号

福岡営業所

福岡市中央区天神二丁目14番2号

株式会社サイマル・インターナショナル

東京都中央区銀座七丁目16番12号

株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ

東京都中央区銀座七丁目16番12号

株式会社サイマル・テクニカルコミュニケーションズ

東京都中央区銀座七丁目16番12号

株式会社十印

東京都港区芝五丁目31番19号

TOIN USA INC.

3511 Silverside Road, Suite 105, Wilmington, Delaware, USA 19810

TOIN AMERICA INC.

970W. 190Th Street, Suite 920 Torrance, CA 90502

株式会社タスク

東京都豊島区高田三丁目13番2号

株式会社スリー・シー・コンサルティング

東京都豊島区高田三丁目14番29号

株式会社イーツー

東京都豊島区高田三丁目32番1号

TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED

Rm 1407, OfficePlus@Sheung Wan, 93-103 Wing Lok Street, Sheung Wan, Hong Kong

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

東京都豊島区高田三丁目32番1号

仙台宝印刷株式会社

仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号

Translasia Holdings Pte. Ltd.

8 Jurong Town Hall Road, #25-02, The JTC Summit, Singapore 609434

一般社団法人日本IPO実務検定協会

東京都豊島区高田三丁目28番8号

8. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
宝印刷株式会社	100,000千円	100.00%	ディスクロージャーならびにIR関連物のコンサルティング、制作、印刷等
株式会社サイマル・インターナショナル	40,000千円	100.00%	通訳・翻訳サービス等
株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ	20,000千円	100.00% (100.00%)	通訳・翻訳人材派遣紹介事業等
株式会社サイマル・テクニカルコミュニケーションズ	10,000千円	100.00% (100.00%)	通訳機材・会議機材運用事業等
株式会社十印	99,980千円	100.00%	翻訳サービス等
TOIN USA INC.	10,000.00 \$	100.00% (100.00%)	翻訳サービス等
TOIN AMERICA INC.	250,000.00 \$	90.00% (90.00%)	翻訳サービス等
株式会社タスク	35,000千円	60.00%	IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等
株式会社スリー・シー・コンサルティング	50,000千円	50.91%	ソフトウェアの販売および保守
株式会社イーツー	15,000千円	67.00%	システム開発およびWebサイト制作
TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED	3,400,000HK \$	90.00%	翻訳、アジア圏の市場調査・情報収集等

(注) 当連結会計年度より、新たに設立したTOIN AMERICA INC.および重要性が増したTAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITEDを連結子会社といたしました。また、2019年12月2日付けで当社を分割会社とし、新設の「宝印刷株式会社」を承継会社とする新設分割を実施し、そのほか2020年3月31日付けで株式会社ベネッセホールディングスから同社の100%子会社であった株式会社サイマル・インターナショナルの株式を100%取得し、同社の子会社である株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ、株式会社サイマル・テクニカルコミュニケーションズを含め連結子会社といたしました。なお、当社の出資比率欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
宝印刷株式会社	東京都豊島区高田三丁目28番8号	4,409,807千円	
株式会社サイマル・インターナショナル	東京都中央区銀座七丁目16番12号	4,949,368千円	18,861,060千円

9. 従業員の状況

(1) 当社グループの状況

区分	従業員数 (名)	
ディスクロージャー関連事業	759	[96]
通訳・翻訳事業	305	[34]
全社 (共通)	37	[4]
合計	1,101	[134]

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の【外書】は、派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 当社

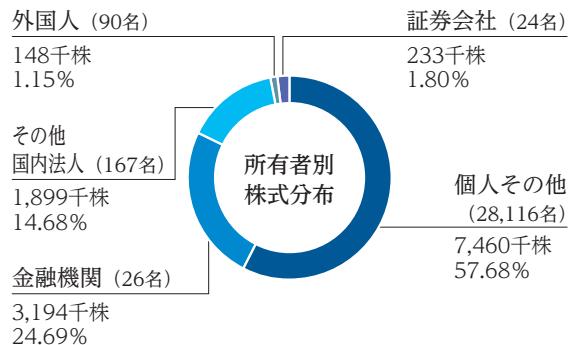
従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
37 [4]	45.6	17.5

2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 37,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,936,793株

(3) 株主数 28,423名



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
株式会社野村	632	5.65
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	584	5.22
株式会社みずほ銀行	544	4.86
株式会社三井住友銀行	476	4.25
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	451	4.03
TAKARA & COグループ 社員持株会	246	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口5)	207	1.85
野村朱実	178	1.59
三井住友信託銀行株式会社	169	1.51
明治安田生命保険相互会社	168	1.50

(注) 持株比率は自己株式 (1,744,796株) を控除して計算しております。

3 役員 の 状況

1. 取締役 および 監査役 の 氏名 等

地 位	氏 名	担当 および 重要な 兼職 の 状況
代表取締役社長	堆 誠一郎	宝印刷株式会社代表取締役社長
取締役	加島 英一	宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社イーツー代表取締役社長
取締役	今井 哲男	宝印刷株式会社取締役常務執行役員
取締役	岡田 竜介	常務執行役員総合企画部長 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長
取締役	津田 晃	宝印刷株式会社取締役執行役員 株式会社西島製作所社外取締役（監査等委員） 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長
取締役	井植 敏雅	株式会社エンプラス社外取締役（監査等委員）
取締役	関根 近子	株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 株式会社ファミリーマート社外取締役
常勤監査役	田村 義則	
監査役	大西 裕	丸市綜合法律事務所弁護士
監査役	松尾 信吉	ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち井植敏雅および関根近子の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち大西裕および松尾信吉の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役松尾信吉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2019年8月23日開催の第82回定時株主総会後の監査役会において、田村義則氏が常勤監査役に新たに選定されました。
5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との関係は次のとおりです。
- ・ 取締役井植敏雅氏が兼職する株式会社エンプラスと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・ 取締役関根近子氏が兼職する株式会社Bマインド、株式会社バルカーおよび株式会社ファミリーマートと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・ 監査役大西裕氏が兼職する丸市綜合法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・ 監査役松尾信吉氏が兼職するネクストリープ株式会社、株式会社アンビスホールディングスおよび生化学工業株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
6. 2019年8月23日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、田村義則氏、清水寿二氏および白田佳子氏は取締役を、平松有恒氏および山上大介氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
7. 取締役津田晃氏は非常勤の取締役であります。

8. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
加島 英一	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援 部長 兼 リート業務部長 兼 営業業務部 担当	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 ディスクロージャー&IR営業五部長 兼 営業業務部担当	2019年7月1日
	取締役 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援 部長 兼 リート業務部長 兼 営業業務部 担当	2019年12月2日
	取締役 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社イーツ代表取締役社長	取締役 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員	2020年4月21日
今井 哲男	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業本部長 兼 営業企画部長	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業本部長 兼 ディスクロージャー&IR営業三部長 兼 ディスクロージャー&IR営業四部長 兼 福岡営業所担当	2019年7月1日
	取締役 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業本部長 兼 営業企画部長	2019年12月2日
岡田 竜介	取締役常務執行役員総合企画部長 兼 グ ローバルリレーションズ部長 (兼職) 株式会社十印代表取締役会長	取締役常務執行役員総合企画部長 兼 グ ローバルソリューション部長 兼 コーポ レート・リレーションズ支援部長 (兼職) 株式会社十印代表取締役会長	2019年7月1日
	取締役常務執行役員総合企画部長 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社十印代表取締役会長	取締役常務執行役員総合企画部長 兼 グ ローバルリレーションズ部長 (兼職) 株式会社十印代表取締役会長	2019年12月2日
	取締役常務執行役員総合企画部長 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長	取締役常務執行役員総合企画部長 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社十印代表取締役会長	2020年3月31日

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
津田 晃	取締役 (兼職) 宝印刷株式会社取締役執行役員 株式会社西島製作所社外取締役(監査等 委員) 一般社団法人日本コンプライアンス推進 協会会長 パス株式会社社外取締役	取締役執行役員 (兼職) 株式会社西島製作所社外取締役(監査等 委員) 一般社団法人日本コンプライアンス推進 協会会長 パス株式会社社外取締役	2019年12月2日
	取締役 (兼職) 宝印刷株式会社取締役執行役員 株式会社西島製作所社外取締役(監査等 委員) 一般社団法人日本コンプライアンス推進 協会会長	取締役 (兼職) 宝印刷株式会社取締役執行役員 株式会社西島製作所社外取締役(監査等 委員) 一般社団法人日本コンプライアンス推進 協会会長 パス株式会社社外取締役	2019年12月31日
関根 近子	取締役 (兼職) 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 株式会社ファミリーマート社外取締役	取締役 (兼職) 株式会社Bマインド代表取締役 イーサポートリンク株式会社社外取締役 株式会社バルカー社外取締役 株式会社ファミリーマート社外取締役	2020年2月27日

9. 当事業年度末日後に生じた取締役と監査役との地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
加島 英一	取締役常務執行役員 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社イーツー代表取締役社長	取締役 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社イーツー代表取締役社長	2020年8月1日
井植 敏雅	取締役 (兼職) 株式会社エンプラス社外取締役(監査等 委員) 亀田製菓株式会社社外取締役	取締役 (兼職) 株式会社エンプラス社外取締役(監査等 委員)	2020年6月17日
	取締役 (兼職) 株式会社エンプラス社外取締役(監査等 委員) 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役(監査等 委員)	取締役 (兼職) 株式会社エンプラス社外取締役(監査等 委員) 亀田製菓株式会社社外取締役	2020年6月26日

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
大西 裕	監査役 (兼職) 丸市綜合法律事務所弁護士 レイズネクスト株式会社社外取締役 (監査等委員)	監査役 (兼職) 丸市綜合法律事務所弁護士	2020年6月26日
松尾 信吉	監査役 (兼職) ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外 監査役 生化学工業株式会社社外監査役 エンプレース株式会社社外監査役	監査役 (兼職) ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外 監査役 生化学工業株式会社社外監査役	2020年7月31日

2. 社外役員の活動状況

各社外役員には、経営者としての豊富な経験や、法律、会計の専門家としての視点から、M&Aの実行や働き方改革といった重要案件を中心として有用なご意見をいただいております。

役職および氏名		出席状況	主な発言状況
取締役	井植 敏雅	取締役会11/11回 (100%)	経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。
取締役	関根 近子	取締役会11/11回 (100%)	他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。
監査役	大西 裕	取締役会16/16回 (100%) 監査役会14/14回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	松尾 信吉	取締役会11/11回 (100%) 監査役会 9 / 9 回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 1. 井植敏雅氏、関根近子氏、松尾信吉氏は、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会および監査役会への出席状況は就任後の取締役会および監査役会の回数を記載しております。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

3. 役員報酬の内容

(1) 報酬決定の方針および手続

当社の役員報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内で算出しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。取締役の報酬額は、2006年8月24日開催の第69回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また監査役の報酬額は年額4,000万円以内と決議しております。

当社は役員報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その内容は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社グループの持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に資するよう、金額は、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとするにしています。独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないものとしています。

取締役の報酬については、基本報酬、短期インセンティブとしての賞与、中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）、退職慰労金で構成しております。

取締役の報酬額は、あらかじめ代表取締役社長より独立社外取締役に諮問のうえ、前記に従い当社が定めた決定方針に基づき、取締役会において決定します。また、執行役員報酬額についても同様に決定します。当事業年度においては、前記の株主総会で決議した限度額内において2019年8月23日開催の取締役会にて個別の基本報酬額について、2020年7月10日開催の取締役会にて個別の賞与額について決定しております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬については、前記の株主総会で決議された報酬枠とは別枠で、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会において対象取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しており、支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、当社が発行または処分する普通株式の総数は年55,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合のほか譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総額の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総額を、合理的な範囲で調整する。）としております。当事業年度においては、株主総会で決議した限度内にて、2019年8月23日開催の取締役会において、金銭報酬債権の額、譲渡制限期間、普通株式の個別の付与数を決定しております。

各監査役の報酬については、株主総会で承認された前記の報酬限度額内において、監査役の協議により決定しております。

(2) 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	139,181	84,356	28,600	18,090	8,135	6
監査役 (社外監査役を除く)	16,635	11,400	4,400	—	835	2
社外取締役	12,000	12,000	—	—	—	4
社外監査役	7,200	7,200	—	—	—	3

- (注) 1. 賞与については、2020年8月28日開催の第83回定時株主総会後に支給予定の役員賞与33,000千円 (取締役28,600千円、監査役4,400千円) であります。
 2. 退職慰労金については、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,970千円 (取締役8,135千円、監査役835千円) であります。
 3. 上記支給額のほか、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対して20,300千円、退任監査役1名に対して2,897千円の役員退職慰労金を支給しております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

和泉監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 会計監査人に対する報酬の内容

	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	21,550	—
連結子会社	2,400	—
計	23,950	—

- (注) 当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 監査役会が会計監査人を適切に選定し適切に評価するための方針

監査役会は、会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに際して、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価します。監査役は経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価します。また、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても検討を行います。

5 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしております。また、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。

この基本方針のもと、現在、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に、当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：千円

科目	金額	
	第83期 (2020年5月31日現在)	(ご参考) 第82期 (2019年5月31日現在)
資産の部		
流動資産	12,470,525	12,910,278
現金及び預金	7,365,236	7,844,799
受取手形及び売掛金	3,616,837	3,922,745
仕掛品	1,118,271	924,428
原材料及び貯蔵品	28,999	27,604
その他	345,261	195,005
貸倒引当金	△4,080	△4,304
固定資産	14,038,084	9,291,508
有形固定資産	4,481,906	4,401,999
建物及び構築物	794,457	697,327
機械装置及び運搬具	356,233	450,802
土地	3,154,695	3,154,695
その他	176,519	99,173
無形固定資産	5,840,829	1,465,711
のれん	2,628,285	388,030
顧客関連資産	1,269,431	—
ソフトウェア	907,557	1,010,541
ソフトウェア仮勘定	571,586	53,520
その他	463,968	13,618
投資その他の資産	3,715,348	3,423,797
投資有価証券	2,330,598	2,430,401
退職給付に係る資産	107,748	—
繰延税金資産	222,127	159,389
その他	1,066,191	841,306
貸倒引当金	△11,317	△7,299
資産合計	26,508,610	22,201,786

科目	金額	
	第83期 (2020年5月31日現在)	(ご参考) 第82期 (2019年5月31日現在)
負債の部		
流動負債	8,035,020	5,275,032
買掛金	1,487,332	1,495,878
短期借入金	2,286,000	104,000
1年内返済予定の長期借入金	123,914	124,216
リース債務	4,998	2,620
未払法人税等	611,660	495,010
未払費用	1,702,057	1,365,940
役員賞与引当金	40,400	39,550
その他	1,778,656	1,647,817
固定負債	1,890,930	1,567,066
長期借入金	387,560	510,974
リース債務	6,027	6,988
繰延税金負債	536,618	—
役員退職慰労引当金	75,704	140,146
退職給付に係る負債	883,484	908,228
その他	1,535	730
負債合計	9,925,950	6,842,099
純資産の部		
株主資本	15,628,582	14,608,758
資本金	2,049,318	2,049,318
資本剰余金	2,010,533	1,999,414
利益剰余金	13,081,723	12,085,672
自己株式	△1,512,993	△1,525,647
その他の包括利益累計額	454,463	391,344
その他有価証券評価差額金	409,183	542,377
為替換算調整勘定	△5,214	26
退職給付に係る調整累計額	50,493	△151,059
非支配株主持分	499,613	359,583
純資産合計	16,582,659	15,359,686
負債純資産合計	26,508,610	22,201,786

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

単位：千円

科 目	金 額			
	第83期 (2019年6月1日から2020年5月31日まで)		(ご参考) 第82期 (2018年6月1日から2019年5月31日まで)	
売上高		19,116,787		18,257,811
売上原価		11,354,035		11,294,958
売上総利益		7,762,751		6,962,853
販売費及び一般管理費		5,515,483		5,182,847
営業利益		2,247,267		1,780,005
営業外収益				
受取利息	1,413		1,837	
受取配当金	60,584		41,951	
不動産賃貸料	24,889		24,306	
受取手数料	11,581		20,289	
保険返戻金	24,708		21,942	
投資事業組合運用益	7,195		2,460	
その他	29,431	159,804	21,595	134,384
営業外費用				
支払利息	11,149		3,528	
売上割引	11,515		2,200	
為替差損	16,908		3,525	
貸倒引当金繰入額	2,479		—	
その他	1,271	43,325	330	9,584
経常利益		2,363,746		1,904,805
特別利益				
固定資産売却益	—		3,399	
投資有価証券売却益	62,725		5,865	
役員退職慰労引当金戻入額	54,021	116,746	—	9,265
特別損失				
のれん減損損失	22,007		—	
固定資産売却損	1,935		—	
固定資産除却損	3,442		1,047	
投資有価証券評価損	478	27,865	85	1,133
税金等調整前当期純利益		2,452,628		1,912,937
法人税、住民税及び事業税	858,749		683,978	
法人税等調整額	△91,383	767,366	△43,662	640,316
当期純利益		1,685,261		1,272,620
非支配株主に帰属する当期純利益		130,001		36,029
親会社株主に帰属する当期純利益		1,555,260		1,236,590

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

単位：千円

科目	金額	
	第83期 (2020年5月31日現在)	(ご参考) 第82期 (2019年5月31日現在)
資産の部		
流動資産	1,787,956	11,238,138
現金及び預金	1,481,018	6,519,526
受取手形	—	41,424
電子記録債権	—	34,861
売掛金	106,963	3,442,139
原材料	—	6,957
仕掛品	—	885,223
貯蔵品	1,195	20,113
その他	198,778	289,651
貸倒引当金	—	△1,759
固定資産	17,073,103	9,306,227
有形固定資産	3,846,063	4,349,590
建物	647,687	655,372
構築物	1,977	2,249
機械及び装置	—	441,905
車両運搬具	6,470	8,896
工具、器具及び備品	35,232	86,470
土地	3,154,695	3,154,695
無形固定資産	61,081	967,342
ソフトウェア	49,527	917,942
ソフトウェア仮勘定	42	37,164
電話加入権	11,511	11,511
その他	—	724
投資その他の資産	13,165,958	3,989,294
投資有価証券	2,043,262	2,156,498
関係会社株式	10,286,590	1,029,416
長期前払費用	11,783	9,715
繰延税金資産	114,238	62,023
生命保険積立金	607,314	607,003
差入保証金	98,038	97,870
その他	5,830	34,065
貸倒引当金	△1,100	△7,299
資産合計	18,861,060	20,544,366

科目	金額	
	第83期 (2020年5月31日現在)	(ご参考) 第82期 (2019年5月31日現在)
負債の部		
流動負債	2,943,328	4,506,741
買掛金	—	1,261,693
短期借入金	2,200,000	—
1年内返済予定の長期借入金	100,000	100,000
リース債務	2,669	2,620
未払金	—	367,405
未払費用	259,150	1,247,867
未払法人税等	285,865	411,590
未払消費税等	—	123,469
前受金	40,372	440,039
預り金	7,227	54,345
前受収益	—	436,541
役員賞与引当金	33,000	39,550
その他	15,044	21,619
固定負債	460,847	1,127,602
長期借入金	300,000	400,000
リース債務	4,448	6,988
退職給付引当金	82,194	632,182
役員退職慰労引当金	74,204	88,431
負債合計	3,404,176	5,634,343
純資産の部		
株主資本	15,047,700	14,367,645
資本金	2,049,318	2,049,318
資本剰余金	2,010,102	1,998,983
資本準備金	1,998,315	1,998,315
その他資本剰余金	11,786	667
利益剰余金	12,501,273	11,844,990
利益準備金	174,905	174,905
その他利益剰余金	12,326,367	11,670,084
別途積立金	8,600,000	8,600,000
繰越利益剰余金	3,726,367	3,070,084
自己株式	△1,512,993	△1,525,647
評価・換算差額等	409,183	542,377
その他有価証券評価差額金	409,183	542,377
純資産合計	15,456,884	14,910,022
負債純資産合計	18,861,060	20,544,366

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

単位：千円

科 目	金 額			
	第83期 (2019年6月1日から2020年5月31日まで)		(ご参考) 第82期 (2018年6月1日から2019年5月31日まで)	
売上高		—		16,810,567
売上原価		—		10,357,943
売上総利益		—		6,452,624
営業収益				
製品売上高	9,442,406		—	
業務受託収入	581,015		—	
不動産賃貸収入	220,291	10,243,712	—	—
営業費用				
製品原価	5,675,108		—	
販売費及び一般管理費	2,879,168	8,554,277	4,724,118	4,724,118
営業利益		1,689,435		1,728,506
営業外収益				
受取利息	270		391	
受取配当金	60,584		41,951	
不動産賃貸料	11,535		23,837	
受取手数料	11,572		20,289	
投資事業組合運用益	7,195		2,460	
その他	9,283	100,441	25,206	114,137
営業外費用				
支払利息	7,716		1,244	
為替差損	1,616		2,399	
貸倒引当金繰入額	775		—	
その他	0	10,108	0	3,644
経常利益		1,779,769		1,838,999
特別利益				
固定資産売却益	—		3,399	
投資有価証券売却益	62,725	62,725	5,865	9,265
特別損失				
固定資産除却損	15		782	
投資有価証券評価損	478	494	85	868
税引前当期純利益		1,842,000		1,847,396
法人税、住民税及び事業税	592,051		646,196	
法人税等調整額	12,049	604,101	△39,455	606,741
当期純利益		1,237,899		1,240,655

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年7月7日

株式会社TAKARA & COMPANY

取締役会御中

和泉監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 飯田博士 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 松藤悠 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TAKARA & COMPANYの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TAKARA & COMPANY及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明すること

にある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年7月7日

株式会社TAKARA & COMPANY

取締役会御中

和泉監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 飯田 博士 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 松藤 悠 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TAKARA & COMPANYの2019年6月1日から2020年5月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月10日

株式会社TAKARA & COMPANY 監査役会

常勤監査役 田村 義 則 ㊟

監 査 役 大 西 裕 ㊟

監 査 役 松 尾 信 吉 ㊟

(注) 監査役 大西 裕及び監査役 松尾信吉は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会 会場ご案内図

日 時 2020年8月28日（金曜日） 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
午前10時（受付開始 午前9時） ホテルメトロポリタン 3階 富士の間
電話 (03) 3980-1111

交 通 池袋駅

J R

■ 山手線 ■ 埼京線

東京メトロ

■ 丸ノ内線 ■ 有楽町線

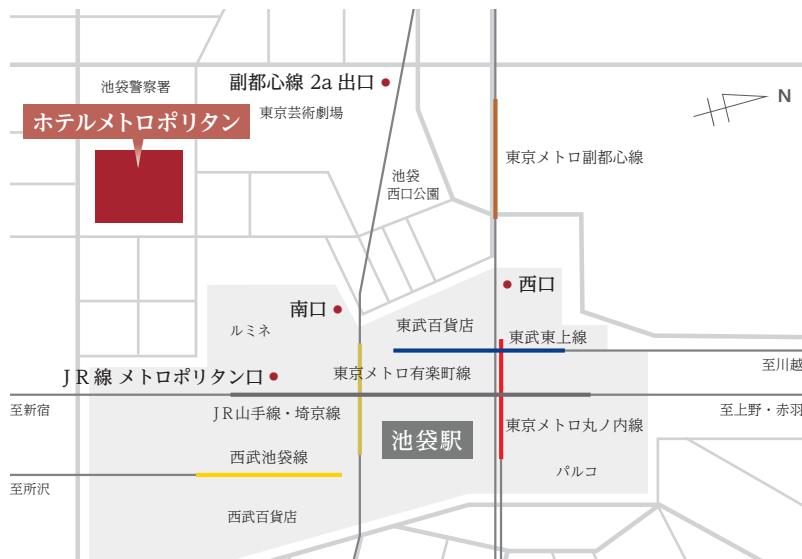
■ 副都心線

私鉄

■ 西武池袋線 ■ 東武東上線

池袋駅から会場までのご案内

西口	徒歩約3分
JR線メトロポリタン口	徒歩約1分
南口	徒歩約2分
副都心線2a出口	徒歩約3分



スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取ると
Googleマップにアクセスいただけます。



株式会社TAKARA & COMPANY

〒171-0033 東京都豊島区高田三丁目28番8号
<https://www.takara-company.co.jp/>



株主各位

第83回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制および運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

上記の事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.takara-company.co.jp/ir>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供したものとみなされる情報です。

株式会社TAKARA & COMPANY

業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容および運用状況は、以下のとおりであります。

1 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む行動規範を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。
- 2 リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。
- 3 内部監査を担当するCSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるか否かを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- 4 法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険の

ある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会および担当部署に通報し、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に努めるとともに、対応し、改善する。

- 5 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画(BCP)を策定する等、緊急時の体制を整備する。
- #### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行する。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制を構築する。また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応にあたる。
 - 2 変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入し、所管する各部署の業務を執行する。
 - 3 定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。
 - 4 取締役会への付議議案については、取締役会規則に定める付議基準に則り提出し、取締役会における審議が十分行われるよう付議議題に関する資料は事前に全役員に配付する。
 - 5 日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、効率的に業務を遂行する。

(5) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、それらを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。
- ② 担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」等を配布するなど、適切な研修体制を構築する。また、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）を内部通報窓口とする内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程を制定・施行する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月1回開催する。
- ② 当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行う。
- ③ 当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定する。
- ④ CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部は、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社グループに及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。

⑤ 当社グループは、当社の定める内部通報規程および内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程に従う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令は受けない。
また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取する。

(9) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役員および従業員は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告する。

また、当社グループの役員および従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める内部通報規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告する。
- ② 監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。
- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。
- ④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除する。

取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、万一不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程に従い、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する。

2 運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

お客様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー関連書類の印刷等を業務の根幹とする当社は、金融商品市場における情報開示支援企業としての責任を果たすことが求められております。

そのため、業務上取り扱うインサイダー情報に対する管理体制の構築および教育が重要な経営課題でありますので、役員および従業員に対して、「コンプライアンスに関する自己チェックシート」を用いた社内教育の実施や外部のeラーニングを社内内で実施するなど、インサイダー情報に対する教育を定期的に行っております。

また、当社グループの基本ルール（グループ企業理念、社訓、行動規範、各種社内規程等）、統合マネジメントシステムのルール（CSR運営マニュアル等）のほか、社会の一員として必ず遵守すべき基本ルール（法令・規制要求事項）について解説した「社員向けコンプライアンステキスト」を用いた教育を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令・定款等を遵守することの徹底を図っております。

株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員会議は主要子会社である宝印刷株式会社との合同開催を含めて13

回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は16回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を電子化し、そのデータベース化を図り、迅速・効率的な管理体制を構築しており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存および管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

損失の危険の管理に関しては、リスク管理に関する規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。

また、内部監査におきましては、業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査の質的向上に努めております。

事業継続計画（BCP）は、全社BCPを部署ごとにおとしこみ、緊急連絡体制を構築するなど、緊急時の体制を整備しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

当社グループにおきましては、子会社役員を構成員とする会議を17回開催し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、当社グループ間の取引については、稟議決裁により決定しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。監査役会は14回開催し、監査に関する重要な

事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、代表取締役社長およびCSR部ならびに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

(6) 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。

役員および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

会社の支配に関する基本方針

1 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があるかと判断されるような当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

したがって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かを判断するためや取締役会が代替案を提案するために、必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことを可能とすること等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

2 取組みの具体的な内容の概要

(1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成 その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた中期経営計画およびCSR経営を引き続き継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させてまいります。

当社は、株式公開を目指した1988年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度をさらに高めるため当社グループを取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配慮した経営計画の必要性を感じ、中期経営計画を策定することといたしました。その後、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加え、継続的に中期経営計画を策定しております。

その実行計画として当社および当社グループ子会社は各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、グループ企業理念、社訓とともに、これに則した経営を展開し、着実な成長を実現してまいりました。

一方で、当社は、機密性または秘匿性の高い顧客のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とするグループ子会社をもち、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などが重視されます。そのため、主要子会社である宝印刷株式会社においては、プライバシーマーク認証、森林認証、日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリンティング、ならびに印刷部浮間工場においてISO品質規格（ISO9001）、環境規格（ISO14001）を取得し、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR運用マニュアルとそれに付随する各種の規定を定め、一体化して運用しております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2007年8月23日開催の当社第70回定時株主総会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、過去4度にわたり継続しており、直近では、2019年7月9日開催の取締役会において当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決議し、2019年8月23日開催の当社第82回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました。（以下、「本プラン」といいます。）

仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、

株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

3 取組みの具体的な内容に対する 取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（2015年5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年6月30日 企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

(2) 株主意思の重視

本プランは、取締役会において決議を行い、株主総会に付議し株主の皆様へ承認いただき導入しております。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されていること、さらに、取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者か

らなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

(4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

(5) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

(6) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

連結株主資本等変動計算書 (2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,049,318	1,999,414	12,085,672	△1,525,647	14,608,758
当期変動額					
剰余金の配当			△581,616		△581,616
親会社株主に帰属する当期純利益			1,555,260		1,555,260
自己株式の取得				△358	△358
自己株式の処分		11,119		13,011	24,131
連結範囲の変動			22,407		22,407
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	11,119	996,051	12,653	1,019,823
当期末残高	2,049,318	2,010,533	13,081,723	△1,512,993	15,628,582

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	542,377	26	△151,059	391,344	359,583	15,359,686
当期変動額						
剰余金の配当						△581,616
親会社株主に帰属する当期純利益						1,555,260
自己株式の取得						△358
自己株式の処分						24,131
連結範囲の変動						22,407
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△133,193	△5,241	201,553	63,119	140,029	203,148
当期変動額合計	△133,193	△5,241	201,553	63,119	140,029	1,222,972
当期末残高	409,183	△5,214	50,493	454,463	499,613	16,582,659

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

主要な連結子会社の名称

宝印刷株式会社

株式会社タスク

株式会社スリー・シー・コンサルティング

株式会社イーツー

株式会社十印

TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED

株式会社サイマル・インターナショナル

当連結会計年度において会社分割（新設分割）により設立した宝印刷株式会社を連結の範囲に含めております。

また、新たに設立したTOIN AMERICA INC.および重要性が増したTAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITEDを連結の範囲に含めております。

加えて、2020年3月31日付で株式会社サイマル・インターナショナルの株式を取得したことにより、当連結会計年度より同社及びその子会社2社を連結の範囲に含めております。

なお、同社及びその子会社の決算日は3月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、2020年3月31日の貸借対照表のみを連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

Translasia Holdings Pte.Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はあり

ません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

Translasia Holdings Pte.Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社十印及びその子会社2社、株式会社サイマル・インターナショナル及びその子会社2社、TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITEDの決算日は、3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料

主として移動平均法

- 仕掛品 個別法
貯蔵品 主として最終仕入原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。
主な耐用年数
建物及び構築物 15～50年
機械装置及び運搬具 10年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用分）
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
顧客関連資産
10～11年
その他
法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法、企業結合により識別された商標権等については、その効果の及ぶ期間（11年～13年）に基づく定額法
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末

- 要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
- (a) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (c) 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外連結子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ③ のれんの償却方法及び償却期間
効果の発現期間（5年～14年）にわたり均等償却しております。
- ④ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症(以下、「本感染症」という。)の拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社グループの事業活動にも一定の影響を及ぼしています。本感染症の拡大は提出日現在においても継続しており、会計上の見積りを行う仮定として、今後の拡がり方や収束時期等を予測することは困難な状況にあります。

当社グループは、企業結合により取得した資産及び引き受けた負債の公正価値の見積り、のれんの評価等において、会計上の見積りを行っており、本感染症の影響を会計上の見積りに反映するにあたり、主として次のような仮定を置いております。

- ・当社グループは、本感染症の収束時期の見積りとして、2020年6月以降正常化していき、2021年5月末に収束するシナリオを想定しています。

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、不確実性の高い環境下であり、本感染症の拡がり方や収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------------|-------------|
| 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| 担保に供している資産 | |
| 現金及び預金 | 4,500千円 |
| 担保に係る債務 | |
| 買掛金 | 710千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,401,726千円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	12,936,793株	一株	一株	12,936,793株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,759,594株	(注) 209株	(注) 15,007株	1,744,796株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加209株は、単元未満株式の買取りによる増加であり、減少15,007株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少15,000株および単元未満株式の買増請求による減少7株であります。

3. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年7月4日 取締役会	普通株式	279,429	25.00	2019年5月31日	2019年8月2日
2019年12月26日 取締役会	普通株式	302,186	27.00	2019年11月30日	2020年1月27日

4. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	302,183	27.00	2020年5月31日	2020年8月7日

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	4,977,738千円
勤務費用	308,334千円
利息費用	17,920千円
数理計算上の差異の発生額	△147,963千円
退職給付の支払額	△82,036千円
企業結合の影響による増減額	518,936千円
退職給付債務の期末残高	<u>5,592,929千円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	4,127,827千円
期待運用収益	82,557千円
数理計算上の差異の発生額	△27,098千円
事業主からの拠出額	296,328千円
退職給付の支払額	△82,036千円
企業結合の影響による増減額	626,685千円
年金資産の期末残高	<u>5,024,265千円</u>

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	58,316千円
退職給付費用	9,062千円
退職給付の支払額	△3,522千円
企業結合の影響による増減額	143,214千円
退職給付に係る負債の期末残高	<u>207,071千円</u>

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,592,929千円
年金資産	△5,024,265千円
	<u>568,664千円</u>
非積立型制度の退職給付債務	207,071千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>775,736千円</u>
退職給付に係る負債	883,484千円
退職給付に係る資産	△107,748千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>775,736千円</u>

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	308,334千円
利息費用	17,920千円
期待運用収益	△82,557千円
数理計算上の差異の費用処理額	58,725千円
過去勤務費用の費用処理額	114,872千円
簡便法で計算した退職給付費用	9,062千円
その他	<u>463千円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>426,820千円</u>

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	114,872千円
数理計算上の差異	179,590千円
合計	<u>294,462千円</u>

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	△95,726千円
未認識数理計算上の差異	172,460千円
合計	<u>76,734千円</u>

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	33%
株式	19%
保険資産（一般勘定）	27%
その他	21%
合計	<u>100%</u>

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.38%
長期期待運用収益率	2.0%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期及び長期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針です。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外には行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権は、毎月、各担当執行役員へ報告され、督促など早期回収のための取り組みが行われております。また、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関する株式や投資事業有限責任組合への出資であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に設備投資等に必要資金の調達を目的としたものであり、返済期限は最長で2027年10月であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。((注2) 参照)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	7,365,236	7,365,236	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,616,837	3,616,837	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,713,804	1,713,804	—
資産計	12,695,878	12,695,878	—
(1) 買掛金	1,487,332	1,487,332	—
(2) 短期借入金	2,286,000	2,286,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	123,914	123,914	—
(4) 未払費用	1,702,057	1,702,057	—
(5) 長期借入金	387,560	387,560	—
負債計	5,986,864	5,986,864	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、並びに (4) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 1年内返済予定の長期借入金、並びに (5) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	400,854
非上場社債	5,000
投資事業有限責任組合への出資	210,939
合計	616,794

非上場株式及び非上場社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,437円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 139円01銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

資金の借入

当社は、2020年5月22日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり資金の借入を実行しております。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 資金用途 | 運転資金 |
| (2) 借入先の名称 | 株式会社みずほ銀行、
株式会社三井住友銀行
株式会社三菱UFJ銀行、
三井住友信託銀行株式会社 |
| (3) 借入金額 | 1,500百万円 |
| (4) 借入金利 | 基準金利+スプレッド |
| (5) 借入実行日 | 2020年6月18日 |
| (6) 返済期日 | 2020年9月18日 |
| (7) 担保提供資産又は保証の内容 | 無担保、無保証 |

(その他の注記)

企業結合等関係

1 共通支配下の取引等

新設分割による持株会社体制への移行

当社は、2019年7月9日、2019年7月23日開催の取締役会および2019年8月23日開催の第82回定時株主総会の決議に基づき、2019年12月2日を効力発生日とする新設分割方式による会社分割を実施し、これに伴い同日付で商号を「株式会社TAKARA & COMPANY」に変更いたしました。

(1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称及びその事業の内容
事業の名称：ディスクロージャー関連事業
事業の内容：主としてディスクロージャー並びにIR関連物のコンサルティング、制作、印刷、翻訳
- ② 企業結合日
2019年12月2日
- ③ 企業結合の法的形式
当社を分割会社とし、新たに設立する宝印刷株式会社を承継会社とする新設分割
- ④ 結合後企業の名称
宝印刷株式会社(当社の連結子会社)

⑤ その他取引の概要に関する事項

ディスクロージャーおよびIRサービスの分野が大きな変革期を迎える中、当社グループは専門性を生かし、また、培ったデジタル技術を駆使して、新たな「e-Disclosure Solutions」およびその関連サービスをお客様に提供し、お客様の企業価値の向上とディスクロージャー制度の発展に貢献することを経営の指針としております。このグループ成長戦略を実現するためには、お客様のニーズに応じた価値創造力を高め、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社体制へ移行することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社サイマル・インターナショナル(以下、サイマル社)
事業の内容	通訳事業、翻訳事業、 通訳者・翻訳者の養成学校運営事業 通訳・翻訳関連の人材派遣・人材紹介事業 通訳機材・会議機材運用事業

② 企業結合を行った主な理由

サイマル社は、多言語に対応する2,000名を超える業界随一の登録通訳者を擁し、更にはその専門性は通訳から翻訳へと広がっており、様々な分野で活躍する通訳者・校閲者のネットワークを構築しています。

当社グループが築き上げてきたディスクロージャーおよびI Rに関する翻訳ノウハウと、サイマル社が築き上げた高品質の通訳・翻訳技術を掛け合わせるにより、日本の上場企業にとって喫緊の課題となっているディスクロージャーおよびI R書類の高品質な通訳とI R、株主総会等の場における高品質な通訳を掛け合わせるにより、ディスクロージャーおよびI R書類の高品質な通訳と、I R、株主総会等の場における高品質な通訳を提供する体制の強化と、グループのサービス品質向上とサービス品目拡大を見込んでおります。

- ③ 企業結合日
2020年3月31日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
被取得企業の決算日は3月31日であり連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから貸借対照表のみ連結しており、被取得企業の業績は含まれておりません。
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金 4,946,103千円
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 3,265千円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれんの金額
2,304,361千円
なお、のれんの金額は当連結会計年度末において、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

- ② 発生原因
主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

- ③ 償却方法及び償却期間

14年間にわたる均等償却

- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,738,730千円
固定資産	2,260,775 〳
資産合計	3,999,506 〳
流動負債	676,918 〳
固定負債	680,846 〳
負債合計	1,357,764 〳

- (7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

主要な資産の内訳	金額	償却期間
顧客関連資産	1,269,431千円	10年
商標権	323,228 〳	11年
契約関連資産	123,182 〳	13年

- (8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	6,725,092千円
営業利益	30,616 〳
経常利益	86,987 〳
税金等調整前当期純利益	33,090 〳
親会社株主に帰属する当期純利益	△21,719 〳

- (概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれん及び無形固定資産が、当連結会計年度開始の日に発生したものととして償却額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

株主資本等変動計算書 (2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,049,318	1,998,315	667	1,998,983	174,905	8,600,000	3,070,084
当期変動額							
剰余金の配当							△581,616
当期純利益							1,237,899
自己株式の取得							
自己株式の処分			11,119	11,119			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	11,119	11,119	—	—	656,282
当期末残高	2,049,318	1,998,315	11,786	2,010,102	174,905	8,600,000	3,726,367

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計						
当期首残高	11,844,990	△1,525,647	14,367,645	542,377	542,377	14,910,022	
当期変動額							
剰余金の配当	△581,616		△581,616			△581,616	
当期純利益	1,237,899		1,237,899			1,237,899	
自己株式の取得		△358	△358			△358	
自己株式の処分		13,011	24,131			24,131	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△133,193	△133,193	△133,193	
当期変動額合計	656,282	12,653	680,054	△133,193	△133,193	546,861	
当期末残高	12,501,273	△1,512,993	15,047,700	409,183	409,183	15,456,884	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料 移動平均法

仕掛品 個別法

貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物 15～50年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっておりません。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

当社は、2019年12月2日付で持株会社体制へ移行いたしました。これに伴い、当事業年度の損益計算書の「売上高」を「営業収益」の内訳の「製品売上高」として、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」は「営業費用」の内訳の「製品原価」及び「販売費及び一般管理費」として表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産

現金及び預金 4,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,728,788千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債権 149,716千円

金銭債務 199,653千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 788,638千円

営業費用 1,113,930千円

営業取引以外の取引による取引高 240,229千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,759,594株	(注) 209株	(注) 15,007株	1,744,796株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加209株は、単元未満株式の買取りによる増加であり、減少15,007株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少15,000株および単元未満株式の買増請求による減少7株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	25,168千円
役員退職慰労引当金	22,721千円
未払事業税	16,563千円
未払社会保険料	2,769千円
投資有価証券評価損	21,907千円
施設利用権評価損	5,053千円
会社分割による関係会社株式	225,437千円
その他	19,177千円
繰延税金資産小計	338,798千円
評価性引当額	△49,453千円
繰延税金資産合計	289,345千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△175,106千円
繰延税金負債合計	△175,106千円
繰延税金資産純額	114,238千円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	宝印刷 株式会社	東京都 豊島区	100,000	ディスクロージャー 関連事業	(所有) 直接 100.00	業務の請負 不動産の 賃貸 役員の兼任	事務管理 業務の受託	570,000	売掛金	104,500
							不動産の 賃貸	210,000	前受金	38,500

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務受託料については、人件費等のコストを勘案し、合理的に決定しております。

不動産賃貸料については、近隣の取引実勢、物件の所有管理に係る諸経費等を勘案し、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,381円07銭
2. 1株当たり当期純利益	110円64銭

(重要な後発事象に関する注記)

資金の借入

当社は、2020年5月22日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり資金の借入を実行しております。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 資金用途 | 運転資金 |
| (2) 借入先の名称 | 株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行
株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社 |
| (3) 借入金額 | 1,500百万円 |
| (4) 借入金利 | 基準金利＋スプレッド |
| (5) 借入実行日 | 2020年6月18日 |
| (6) 返済期日 | 2020年9月18日 |
| (7) 担保提供資産又は保証の内容 | 無担保、無保証 |

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制適用会社であります。